

指定介護予防支援事業所滝川市地域包括支援センター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、滝川市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、居宅要支援被保険者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供し、もってセンターが行う指定介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業（以下単に「指定介護予防支援事業」という。）の適正な管理及び運営を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターは、介護保険法その他の関係法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、自らの意思に基づき、その有する能力に応じ、自立した質の高い生活を送ることができるように、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下単に「ケアプラン」という。）を作成するとともに、そのケアプランに基づいて介護予防サービス又は第1号事業（第1号介護予防支援事業を除く。）のサービス（以下単に「介護予防サービス」という。）が提供されるよう、介護予防サービスを行う事業者、医療及び福祉サービス事業者その他関係する機関との連絡調整を行う。

2 センターは、指定介護予防支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業を行う事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 センターは、指定介護予防支援事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(センターの名称等)

第3条 指定介護予防支援事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 滝川市地域包括支援センター

(2) 所在地 滝川市大町1丁目2番15号

(職員の員数及び職務内容)

第4条 センターに従事する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの職員の管理、利用の申し込みに係る調整及び業務実施状況の把握その他必要な管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

主任介護支援専門員 3名 管理者兼務(1)

保健師 2名

社会福祉士 4名

介護支援専門員 5名

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川

市条例第19号) 第2条第1項第2号及び第3号に規定する休日は営業を行わないものとする。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 センターが行う指定介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援事業を行った場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) センターは、指定介護予防支援事業の提供に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)及び滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例(平成26年滝川市条例第40号)に基づき実施するものとする。

(2) 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又はセンター内とする。

(3) 担当職員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接した上で、利用者の心身の状態や生活状況を確認し、解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行う。

(4) 担当職員は、アセスメントの結果、目標を設定し、それを達成するための支援内容を記載したケアプランの原案を作成する。

(5) 担当職員は、指定介護予防支援事業(市長が認める事業に係るものを除く。)の提供に当たり、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(6) 担当職員は、ケアプランの内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。また、当該ケアプランを利用者及び指定介護予防サービス等の担当者へ交付する。

(7) 担当職員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及びケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(通常の指定介護予防支援事業の実施地域)

第7条 センターが行う指定介護予防支援事業の実施地域は、滝川市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応)

第9条 センターは、自ら提供したサービス又は自らがケアプランに位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び使用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(虐待防止の為の措置)

第10条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 従業者に対する研修の定期的な実施

(2) 虐待防止に関する措置の担当者として管理者を選定

(3) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催

(4) 虐待防止のための指針の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けたと思われる利用

者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

（１） 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（２） 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項）

第12条 センターは、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の措置を講ずるものとする。

（１） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。

（２） 担当職員に対する、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（身体拘束等の原則禁止）

第13条 センターは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

２ 担当職員は、業務上知り得た利用者等の個人情報の秘密を保持しなければならない。また、担当職員でなくなった場合も同様とする。

３ センターは、指定介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援事業が実施できるよう委託する業務の範囲について配慮するものとする。

４ この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

この規程は、平成26年10月１日から施行する。

この規程は、平成28年３月１日から施行する。

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。